

平成25年2月4日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 砂盛 京子
(TEL. 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、平成25年1月15日、原子力損害賠償支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、平成24年5月9日に認定を受けた特別事業計画（総合特別事業計画）の変更の認定を申請していましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社は、このたび変更認定をいただいた総合特別事業計画に基づき、原子力損害の被害に遭われた方々の目線に立った親身・親切的な賠償を実現するとともに、着実な廃止措置の実施、電力の安定供給の確保、抜本的な経営の合理化を進めてまいります。

以 上

添付資料：総合特別事業計画の変更の概要

参考資料：原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について

<参考：総合特別事業計画（抄）>

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130204j0402.pdf

総合特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 平成 24 年 5 月の総合特別事業計画（以下、「前回総特」という）の認定以降、原子力損害賠償においては、避難指示区域の見直し等に関し新たな賠償基準が策定されるなど状況が変化。
- 今回の変更は、こうした状況変化を踏まえ、今後の損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」及び「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策」等に係る内容のみを変更するもの。
- なお、今回変更しないその他の内容については、需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえ、今後精査のうえ所要の変更について検討。

2. 主な変更内容

(1) 要賠償額の見通し

- 前回総特の認定時から、避難指示区域見直しや自主的避難等に関し新たな賠償基準を策定するなど状況が変化したことに伴い、要賠償額の見通しが 6,968 億 800 万円増加し、3兆2,430億7,900万円となった旨を記載。

(2) 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

- 「被害者の方々と向き合う賠償」を実現するため、「現場での個別対応力強化」、「被害者の方々の個別の御事情を十分に斟酌した賠償対応」、「本賠償と ADR の対応組織の更なる連携強化」の3つの観点から、賠償の組織体制を抜本的に見直した旨を記載（別紙参照）。特に、賠償実施に関する権限は、現場に大幅に委譲し、被害者の方々への個別対応力を強化することで、親身・親切的な賠償を実現していく。

- 「5つのお約束」の各項目について、これまでの取り組みは概ね順調に進捗している一方、新たに発生した課題に関し、更なる対応の強化を図っていく旨を記載。
 - i) 迅速な賠償のお支払い…2012年1月以降分の自主的避難等に係る賠償を受付後3週間以内にお支払い。賠償実施に関する権限を現地拠点等に大幅に委譲し、対応を迅速化。
 - ii) きめ細やかな賠償のお支払い…証憑類の入手・提出の負担軽減や基準運用の柔軟化等により、被害者の方々の個別事情を十分に斟酌。時効に関する被害者の方々の不安の解消（※）。
 - iii) 和解仲介案の尊重…ADR手続きにおいて、本賠償での交渉を踏まえた早期の争点整理や一部和解等の推進。和解結果の本賠償への適切な反映。
 - iv) 親切な書類手続き…将来分を含む一定期間の賠償金を包括請求できる「包括請求方式」や、合意いただいていない期間を一括請求できる「通期請求書」の導入等。
 - v) 誠実な御要望への対応…賠償業務の責任者（福島原子力補償相談室長）が福島本部に常駐し、被害者の方々の御不満・御要望に迅速かつ誠実に対応。

※ 時効に関する被害者の方々の不安の解消

被害者の方々の「事故発生から3年経って東電に請求しても、時効によって、賠償が受けられなくなるのではないか」とのご不安に関し、民法第146条において「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない」と規定されていることも考慮しつつ、当社として最大限可能な対応策を検討し、考え方及び対応方針を記載。具体的には、被害者の方々が東電から請求書・ダイレクトメールを受領している限り、東電が消滅時効を主張できる状態とはならないこと、また、本賠償未請求の方に対して戸別訪問など丁寧な情報発信を行うこと、自らが把握できていない被害者の方々がなお存在する場合に備え、御請求のサポートに万全を尽くす等、被害者の方々が不利益を受けないよう各々の御事情を十分踏まえて真摯に対応していくこと等を記載している。

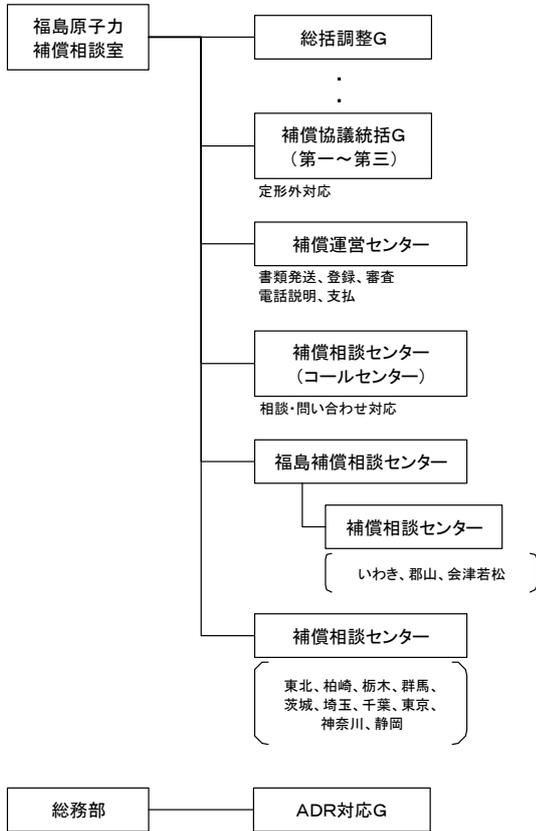
(3) 政府における制度改革との関係

- 平成24年11月に発表した「再生への経営方針」において、国による新たな支援の枠組みを早急に検討することを要請した旨を追記。

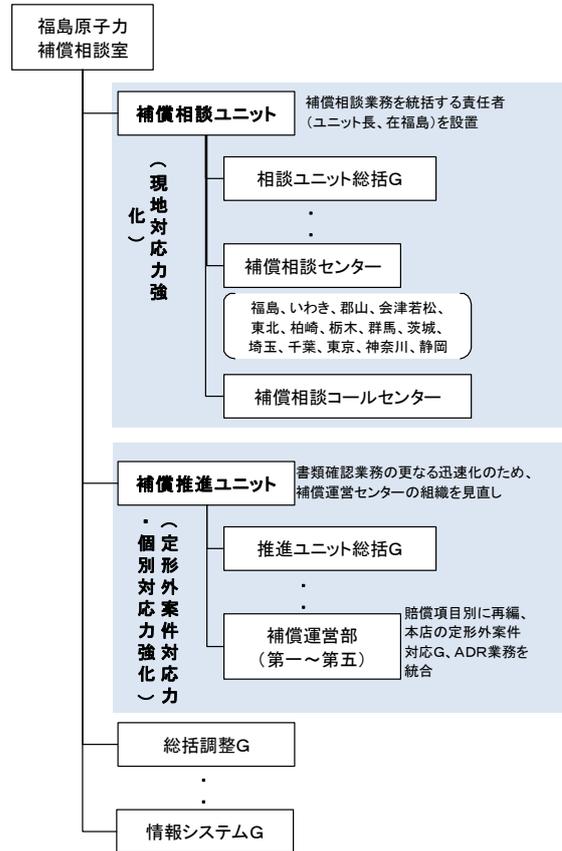
以 上

【賠償の組織体制の抜本強化】

<現在>



<見直し後> (2013.1)



本日、当社ホームページの「原子力損害に対する賠償について」に掲載しております。

原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について

平成 25 年 2 月 4 日

1. はじめに

弊社福島第一原子力発電所における事故（以下「本件事故」といいます。）により、被害を受けられた方々への損害賠償について、弊社は、国のご支援をいただきながら、原子力損害賠償支援機構法を含めた原子力損害賠償制度のもとで、公正かつ迅速な賠償を実施するよう努めておりますが、被害者の方々に一日でも早く生活の再建、営業活動の再開をしていただけるよう、このたび変更のご認定をいただいた特別事業計画に記載のとおり、これまで以上に、迅速・公正に、かつ、個別のご事情を踏まえた賠償を徹底してまいります。

2. 消滅時効に関する問題と経緯

(1) 本件事故以降、弊社が仮払補償金をお支払いさせていただいた方（約 16 万 6 千人。主として避難指示等の対象となった方）のうち、弊社本賠償手続きにおいてご請求いただいている方は、平成 24 年 12 月末時点で約 15 万人（請求率約 9 割）となる見込みですが、いまだ約 1 割の方からはご請求をいただいております。「直ちに請求することが困難な事情があるため、本件事故発生から 3 年経った時点までに請求できず、支払を受けられないかもしれない。東電に請求した場合、東電が消滅時効を主張してしまい、損害賠償を受けられなくなるのではないか」とのご不安をお持ちの方々もいらっしゃることを認識しております。

(2) また、この問題に関し、弊社は、福島県等から、時効援用の利益を放棄することを含め、時効の問題に関し適切に対応するよう申し入れを受けました。また、文部科学省から、消滅時効に関して柔軟な対応を行うことを被害者の方々に告示し、被害者の方々の危惧を最小限度にとどめるよう要請をいただいております。

(3) そこで、弊社といたしましては、本件事故による損害賠償のご請求について、被害者の方々が極めて広範にわたること、現在もなお避難生活を余儀なくされている方が多数いらっしゃることを踏まえ、従前から、時効が完成しても、直ちに時効を援用することは考えていないことを表明させていただいております。これに加え、このような状況を踏まえ、弊社は、民法第 146 条が

「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。」と規定しており、弊社は時効援用の利益をあらかじめ放棄することができないとされていることも考慮しつつ、弊社として最大限可能な対応策を検討してまいりました。その結果、本日、主務大臣よりご認定いただいた特別事業計画に係る変更申請にあたって、下記 3. のとおり消滅時効に関する弊社の立場を表明させていただくとともに、被害者の方々に速やかに賠償請求いただくための取り組み等について記載させていただきます。

3. 弊社の考え方と対応方針

本日、主務大臣よりご認定頂いた特別事業計画において表明いたしました弊社の消滅時効の問題に関する考え方及び対応方針（時効進行の起算点に関する考え方、中断事由に関する考え方及び時効に関する柔軟な対応）については、以下のとおりです。

(1) 消滅時効の起算点

弊社は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた指針等を踏まえ、弊社の請求受け付けの準備が整ったものから順次、損害賠償項目ごとに被害者の方々からのご請求を受け付けさせていただいております。このことからすれば、被害者の方々が損害を現実に認識し、弊社に対して損害賠償を請求することが事実上可能な状況となった時点は、弊社の「損害賠償請求の受付開始」の各時点であるため、消滅時効の起算点は、それぞれの損害について、「弊社が中間指針等に基づき賠償請求の受付をそれぞれ開始した時」と考えることができます。例えば、政府の避難指示により発生した平成 23 年 4 月分の精神的損害については、弊社が第 1 期の請求受け付けを開始した 9 月が時効の起算点となり、同年 10 月分の精神的損害については、第 2 期（平成 23 年 9 月から 11 月まで）の請求受け付けを開始した 12 月が時効の起算点となり、土地・建物等の財物賠償については現時点で受け付けを開始していないことから（償却資産及び棚卸資産を除く。）、時効は進行していないものと考えております。

(2) 時効の中断事由

また、従前、弊社は、仮払補償金をお支払いさせていただいた被害者の方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住し、又は同地域で事業をしている被害者の方々）に対し、弊社に対する請求を促す各種のダイレクトメールや、損害額を予め印字する等したご請求書を送付させていただいております。弊社がこれらを送付しご連絡させていただく行為は、民法上、消滅時効の進行を中断させる「債務の承認」に該当すると解釈できます。そこで、弊社は、被害者の方々

が弊社からダイレクトメール等を受領された場合、当該ダイレクトメール等を受領された時点から、再び新たな時効期間（3年間）が進行すると考えております。

今後、被害者の方々にダイレクトメール等を送付させていただく際、上記趣旨を踏まえた記載とさせていただくことを考えております。

なお、このような時効の中断に関する考え方は、弊社が本件事故に伴う原子力損害賠償債務についてその存在を認識していることが前提となりますので、弊社が仮払補償金をお支払いした方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住し、又は同地域で事業をしていた被害者の方々）の損害賠償債務について適用されるものと考えております。

(3) 柔軟な対応

さらに、上記に該当しない被害者の方々（本件事故当時、避難等対象区域に居住していなかった方々、及び同地域で事業をしていなかった被害者の方々）についても、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。

4. 今後の対応について

弊社といたしましては、引き続き、弊社本賠償手続きをご請求いただいていない被害者の方々に対し、ご請求をお願いするダイレクトメールを送付したり、戸別訪問を実施させていただくなど、より丁寧な情報発信を行って、円滑な賠償のお支払いに万全を期し、被害者の方々が不利益を受ける事態が生じることのないよう、真摯に対応してまいります。

以 上